

様式第1号

皆野町建設工事請負一般競争入札告示（写）

皆野町告示第45号

皆野町文化会館空調設備更新工事について、下記のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成29年4月13日

皆野町長 石木戸 道也

記

1 入札対象工事

- (1) 工事名 皆野町文化会館空調設備更新工事
- (2) 工事場所 皆野町大字皆野地内
- (3) 工事期間 契約の確定の日から平成30年3月29日まで
- (4) 予定価格 130,550,000円（消費税及び地方消費税抜き。）

2 工事概要

ア 工事種別 設備工事

イ 内容 皆野町文化会館の既存空調設備更新工事

（ホール棟及び管理棟の空気調和設備、自動制御設備、解体撤去工事）

3 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 平成29年5月26日（金）午前10時00分
- (2) 場 所 皆野町文化会館 会議室A
- (3) 入札回数 1回限りとし、再度入札は行わない。

4 入札に参加できる者の形態

単体企業

5 入札参加資格要件

この工事の入札に参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) この工事の公告の日から入札日までの間に、皆野町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成16年要綱第7号）に基づく指名停止措置又は皆野町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年要綱第15号）に基づく指名除外措置を受けていない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定を受けている者を除く。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者。
- (5) 平成29・30年度皆野町建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、「管又は電気」の業種で登載され、経営事項審査管又は電気工事に係る総合評定値が825点以上である者。ただし、町に対して契約権限を有する本店又は営業所等が、埼玉県秩父県土整備事務所管内に所在する者については、経営事項審査管又は電気工事に係る総合評定値が675点以上とする。
- (6) 管又は電気工事業について、この工事の入札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、当該総合評定値通知書が提出できる者。ただし、上記5（3）ただし書きに該当する者は、それぞれ更正又は再生手続き開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、当該総合評定値通知書をもって町の資格者名簿に登載されている者でなければならない。
- (7) 町に対して契約権限を有する本店又は営業所が、埼玉県秩父県土整備事務所、埼玉県本庄県土整備事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所管内に所在する者であること。
- (8) 配置予定技術者
 - ア この工事の施工に当たり、監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者を専任で配置できること。
 - イ 配置予定監理技術者は、一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限日の3か月以上前から直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
 - ウ 配置予定監理技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載することができる。

6 入札参加資格の有無の確認

入札に参加を希望する者は、確認申請書に確認資料を添えて持参により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

(1) 確認申請書の提出

ア 提出先 皆野町教育委員会 社会教育担当

イ 受付日 平成29年4月13日（木）から平成29年4月26日（水）まで
（土曜日、日曜日を除く。）

ウ 時間 午前9時から午後5時まで
（ただし、正午から午後1時までは除く。）

エ 部数 1部

(2) 確認申請書の受理

明らかに入札参加資格がないと認められるときは、確認申請書を受理しない。

(3) 入札参加資格の確認通知

ア 入札参加資格の確認結果は、平成29年4月28日（金）に通知する。

イ 入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。

7 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成29年5月8日（月）午後5時までに、入札参加資格の再確認を求めることができる。

8 設計図書等の公開

設計の図面、仕様書及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）の閲覧期間及び方法は次のとおりとする。

(1) 期間 平成29年5月1日（月）から

(2) 方法 皆野町ホームページにおいて公開する。

【 <http://www.town.minano.saitama.jp/nyusatsu/> 】

9 現場説明会

開催しない。

10 設計図書等に関する質問及び回答

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出先 皆野町教育委員会 社会教育担当

(2) 受付期限 平成29年5月11日（木）までに必着のこと。

(3) 受付時間 午前9時から午後5時まで
（ただし、正午から午後1時までは除く。）

(4) 方 法

ア 郵送

イ 持参

ウ F A X送信（送信後に電話確認すること。）

(5) 質問に対する回答

ア 期間 平成29年5月18日（木）まで

イ 方法 皆野町ホームページにおいて公開する。

【 <http://www.town.minano.saitama.jp/nyusatsu/> 】

11 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

ウ 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書並びに入札保証金を納付すべき者にあつては、その受領書を入札時に入札書とともに提出すること。

イ 代理人をして入札する場合は、委任状を提出すること。

ウ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(5) 独占禁止法等関係法令の遵守

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）その他関係諸法令等に違反するなどの不正行為の事実があったことが明らかとなった場合は、契約締結後であっても当該入札を無効とし又は契約を解除

し、違約金を求めることがある。

(6) その他

ア この公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回することはできない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が2名以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

12 最低制限価格

この入札については、最低制限価格を設定する。

13 入札保証金

この入札に参加しようとする者は、次により入札保証金を納付しなければならない。

(1) 入札保証金の納付

入札参加に際しては、皆野町契約規則（平成9年皆野町規則第15号。以下「契約規則」という。）第22条の規定により、次により入札見積金額（税込）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ア 納付日時 入札当日の午前8時30分から入札開始まで

イ 納付場所 皆野町役場 会計課

ウ 還付

納付した入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供した担保を含む。）は、入札終了後、直ちに還付するので納付場所を受領すること。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付する必要がある契約保証金があるときは、これに充当する。なお、落札者がある責に帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は還付しない。

(2) 入札保証金の納付免除

契約規則第22条第2項の規定により、次のいずれかに掲げる場合は、指定の入札保証金免除申請書を提出することにより、当該入札保証金を免除する。

ア 入札に参加しようとする者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した場合。

イ 入札に参加しようとする者が過去5年間に、国（公団を含む。）又は地方公共団体との間に、管又は電気工事で1件の請負金額が5千万円以上の契約を1件以上締結し、これらをすべて誠実に履行した場合。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札
- (4) 入札参加資格のない者のした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札、又は記入した事項が明らかでない入札
- (6) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 明らかに談合によると認められる入札
- (11) 郵便、電報、電話、ファクシミリ及び電子メールによる入札
- (12) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (13) その他告示に示す事項に反した者がした入札

15 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年皆野町条例第8号）の定めるところにより、議会の議決を経るまでは仮契約とし、議会の議決後本契約として効力を有する。なお、議会の議決が得られなかった場合でも、皆野町及び落札者とも一切の損害賠償等の責めは負わないものとする。

16 契約保証金

この入札で落札し、契約の予定者となった者は、この契約（議会の議決に付さなければならぬ契約の場合は、議決後の本契約をいう。）の締結と同時に、皆野町建設工事請負契約約款第4条の規定により、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。

17 支払条件

- (1) 前金払 あり（皆野町契約規則第6条による。）
- (2) 部分払 あり（皆野町契約規則第7条による。）

18 入札参加資格確認書等の公開

- (1) この公告の写し及び工事概要図、確認申請書等提出書類の用紙の公開期間及び方法は次のとおりとする。
 - ア 期間 平成29年4月13日（木）から平成29年4月26日（水）まで
 - イ 方法 皆野町ホームページにおいて公開する。

【 <http://www.town.minano.saitama.jp/nyusatsu/> 】

- (2) 提出された確認申請書は返却しない。
- (3) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 過去1年間に町内で工事事故等をおこしたことがあり、かつ、町に通報していない場合は、入札日の2日前までに申し出ること。

19 問い合わせ

皆野町教育委員会 社会教育担当

電 話 0494-62-4563

FAX 0494-62-4571